

ご存知ですか？ 特別加入のこんなメリット！

1 社長、役員、事業主の家族も労災保険の対象となります。

本来労災保険に加入できない社長、役員、事業主の家族も従業員と同じように、仕事中に万一怪我や病気をされた場合は労災保険の補償を受けることができます。国の補償制度ですので保険適用内であれば**治療費そのものが無料**となります。

2 仕事中だけでなく通勤途中の怪我でも補償を受けることができます。

通勤途中の怪我やそれに伴う病気の場合でも、仕事中の怪我と同じように通勤災害として**治療費は無料**となります。



3 仕事中や通勤途中の怪我やそれに伴う病気でも休業補償が受けられます。

休業をやむなくすることとなった場合でも、休業4日目以降は**休業補償が受けられます**。休業補償の日額はご本人様のご希望でございました。

4 保険料は全額経費算入(損金算入)できます。

通常の労働保険と同様に特別加入に係る保険料も**全額経費として損金算入**することができます。



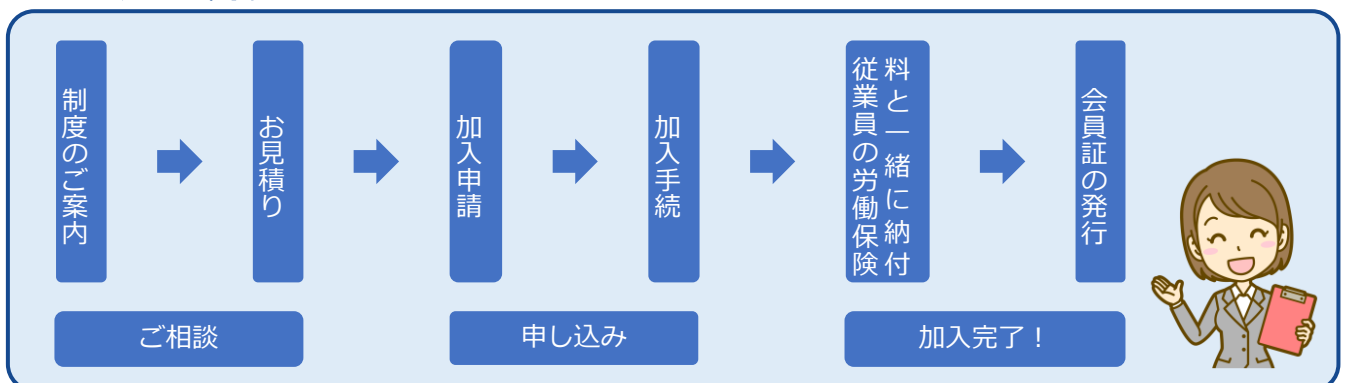
5 保険料は年間5,475円（月額457円）から加入できます。

給付基礎日額5,000円の場合	年間保険料	月額
その他の各種事業（保険料率3/1000）	5,475円	457円
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業（保険料率3/1000）	5,475円	457円
建設業（保険料率9.5/1000）	17,338円	1,445円

※その他手数料、事務組合費が必要となります。

■給付基礎日額は特別加入保険料及び保険給付額の算定の基礎となるものです。3,500円～25,000円までの間で所得水準に合った金額を申請することができます。

▶ 加入の流れ



令和2年4月1日から全国どこからでも加入することができます。
中小企業の社長様も役員さんも労災保険に加入できます。

中小企業の社長様や役員さんは、 仕事中や通勤途中のケガ等には 手持ちの健康保険証が使えません

※被保険者の数が5人未満の場合は除きます。

！ 万が一の事故に備えて、労災保険の特別加入を！

特別加入すると社長も役員も事業主の家族も、
「労災保険」が使えます!!

◎保険料は、月額 **457** 円～ (年間 5,475円～)
※業種によって異なります

そこでオススメ！

「事務組合人財マネジメント協会」
の労災保険 特別加入！

お気軽に
お問合せください。



ご相談・お申込み先

事務組合人財マネジメント協会
<https://e-sr.net/roudouhokenjimu/>



TEL. 0120-145-135
FAX. 0993-26-3770

上岡ひとみ経営労務研究所内
指宿本所
〒891-0403 鹿児島県指宿市十二町43-7
(国道226号線・生協指宿店前)

株式会社イノベーションコンサルティング内
受入窓口
〒890-0056 鹿児島県鹿児島市下荒田4-40-4
PLANTビル2F
(鹿児島大学水産学部正面玄関前)